

参考資料 9
第 1 回から第 9 回地下水モニタリング
調査の仕様書

※第1～3回モニタリングの仕様書（※6 街区の抜粋）

- ・豊洲新市場（仮称）水産仲卸売場棟ほか建設工事（その2）の施工状況により、地下水監視施設が使用不可能になった場合は再度設置すること。地下水監視施設を設置する際の位置、時期等については監督員と協議すること。
- ・地下水監視施設の設置に使用する材料については、汚染のないものを使用すること。
- ・本工事で設置した地下水監視施設において、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）平成24年8月 環境省」に基づきパージ作業を行う。平成26年度及び27年度のパージ工は、2年間調査の各施設毎に7回、1回調査の各施設で1回を予定している。

1.3.18 トレーサビリティ（追補）

- (1) 工事目的物に組み込まれた材料・施工などについて、その履歴、使用または所在をたどるためにトレーサビリティ管理を行い、その記録を監督員に提出する。
- (2) トレーサビリティ管理は、設計図書に定めのあるもののほか次の条件に同時に該当する材料・施工について行う。その対象と管理方法については、あらかじめ監督員と協議のうえ定める。
 - 1) 識別記録がなければ履歴や使用部位たどれないもの
 - 2) 不具合が発生した場合、工事目的物の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼすおそれのあるもので、手直し・取替えが困難なもの

第4節 材料

1.4.1 環境への配慮

- (1) 工事（解体のみの工事は除く。）の施工に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法。平成12年法律第100号）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定された東京都環境物品等調達方針（公共工事）（東京都）（島しょにおける工事の場合は、東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）（東京都）とする。以下同じ。）により環境負荷を低減できる資材等を選定する。

東京都環境物品等調達方針（公共工事）等については、東京都ホームページで最新版を参照する。

ア 環境物品等の調達は、次による。

(ア) 本工事で指定する環境物品等は、次による。

a 特別品目

- ・ 建設発生土類
- ・ 再生木質ボード類
- ・ 環境配慮型型枠
- ・ 再生クラッシュラン類
- ・ 低VOC塗料

b 特定調達品目

- ・ 建設機械
- ・ 製材等
- ・ フローリング
- ・ 陶磁器質タイル
- ・ ビニル系床材

c 調達推進品目

- ・

第4～8回モニタリングの仕様書
 (※5 街区の抜粋)

§ 3 地下水監視施設設置工

基本品質：

本工事期間中において、土壌汚染対策法に定められた手法により、地下水監視を実施すること。

地下水監視に当たっては、設置された既存の観測井戸等を利用して、土壌汚染対策法に定められた手法により、季節ごとに計5回実施すること。

なお、採水時期及び観測井戸の補修箇所数等の詳細については、監督員と協議の上決定すること。

(1) パージ

地下水監視期間中、375回実施するものとする。

(2) 採水

地下水監視期間中、375回実施するものとする。また、採水の状況については、整理の上、速やかに監督員に報告すること。

(3) 分析

地下水監視に当たり、採水した地下水については、下記の項目を公定分析機関で行うものとする。また、分析結果については、整理の上、速やかに監督員に報告すること。

ベンゼン	300検体
シアン化合物	121検体
砒素及びその化合物	40検体
鉛及びその化合物	5検体

また、結果については、整理を行い、速やかに監督員に報告するものとする。

(4) 井戸の再設置及び補修

地下水監視期間中、破損等が生じた場合は、当該観測井戸の再設置及び補修を行うこととする。再設置および補修が必要となる観測井戸は5箇所を想定している。

品質管理：

地下水監視に当たっては、実施状況を写真に記録し、整理の上、速やかに監督員に提出すること。

なお、写真の撮影頻度および方法等については、監督員と協議の上決定すること。

第9回モニタリングの仕様書（※抜粋）

仕 様 書

【1 総則】

- 1 件 名 豊洲市場における地下水調査委託
- 2 契約期間 契約確定日の翌日から平成29年1月31日まで
- 3 委託場所 東京都江東区豊洲六丁目地内
- 4 委託目的 本委託は、豊洲市場用地で実施している地下水のモニタリング（第9回）に係る一連の作業・調査を行うことを目的とする。
- 5 本委託における業務については、採水可能日以降に速やかに一連の作業を行い、分析結果のとりまとめを行うこと。
- 6 受託者は、委託業務の履行にあたり、業務の方針及び目的を理解したうえで、監督員と適宜打ち合わせを行うこと。
- 7 受託者は、本委託の履行により知り得た内容を、一切、第三者に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはならない。なお、契約終了後においても秘密を保持しなければならない。
- 8 受託者は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の資格を保有していること。
- 9 受託者は、この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。

【2 委託概要】

- 1 豊洲市場用地で実施している地下水のモニタリング（第9回）に係る一連の作業・調査（ページ、採水、分析）を設置済みの地下水のモニタリング井戸で行う。

【3 業務内容】

1 ページ

設置済みの地下水のモニタリング井戸において、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、行う。

5街区：72箇所、6街区：61箇所、7街区：68箇所

計201箇所（※別紙1）

2 採水

ページ実施後、地下水のモニタリング井戸において、別紙2に示す分析項目に応じた採水を行う。なお、ページおよび採水は、第1回地下水のモニタリング採水日から2年が経過した井戸から順次、速やかに行うこと。

地下水のモニタリング(分析項目等)

分析パターン	調査地点	ベンゼン	シアノン	ヒ素	鉛	水銀
1	【5街区】I29-4, I34-5, I40-8, J29-2, J29-4, J32-7, J37-6, J39-5, K28-6, K30-6, K31-5, K32-6, K36-4, K37-4, K40-3, K40-4, L28-9, L30-1, L31-1, L35-4, L37-4, L38-4, L39-3, L39-4, L40-7, L41-4, M29-2, M34-1, M36-4, M38-6, M39-8, M40-7, M32-6, M39-5, O34-7, O40-9, P35-6, P36-6, Q30-3, Q35-5, Q36-5 【6街区】D8-6, D20-8, E14-8, E20-7, F15-1, F16-2, G10-3 【7街区】K24-3, K25-2, L7-8, L9-7	○				
2	【5街区】J33-9, J35-6, J36-6, K29-6, L34-4, M35-4, M37-3, M41-1, O41-2, O42-7, P36-3, Q37-5 【6街区】B9-2, B11-5, C9-2, C10-5, C11-5, D6-5, D23-1, F6-3, F9-9, F10-6 【7街区】I24-3, J8-8, K8-7, L25-1, N12-2	○	○			
3	【5街区】L36-4, M37-7, O33-3 【6街区】Q25-1 【7街区】P21-3	○		○		
4	【5街区】O38-1 【6街区】A10-7, B10-5, C12-5, C13-2, D10-5, D12-5, E11-2, G8-1, G9-1, G12-3 【7街区】I13-5, K6-2, L5-5, M5-2, M6-2	○	○	○		
5	【6街区】D11-5	○	○	○		○
6	【5街区】O38-3, O39-9, O40-2, P38-1, P38-6, P41-5, Q38-2, Q39-8, Q40-1, Q41-7 【6街区】A7-7, A10-6, B15-9, C7-1, C8-5, C20-5, C25-3, C26-7, D13-2, D24-8, D25-5, D26-7, E10-5, E12-4, E12-6, E13-2, F11-5, F23-5, G6-3, G12-1, G13-2, Z21-8, Z22-9 【7街区】I10-3, J7-5, J10-6, J12-5, J13-5, K5-6, K9-8, K10-2, K11-4, K12-4, L14-6, M4-8, M7-5, M8-1, M5-2, N14-6		○			
7	【6街区】A11-3 【7街区】I12-5, I18-6, K10-5, L6-2, L17-2, M6-2		○	○		
8	【7街区】M4-2		○		○	
9	【5街区】M31-2, O28-4, P28-4, P29-4 【6街区】A8-4, A17-4, A18-4, A19-4, E7-1, Z18-7 【7街区】I16-4, I17-5, I18-7, J18-8, K15-2, K15-8, K16-2, K16-8, K17-2, K18-7, K19-2, K19-7, L15-5, L16-5, L18-9, L22-6, L23-3, M6-9, M17-3, M18-9, M20-4, M21-3, M21-7, M23-2, M22-1, M23-2, M24-9, O23-4, O24-9, P22-3			○		
10	【5街区】I33-6 【6街区】A9-2, D17-5				○	

※観測項目などは「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」による

